

世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画の変更について

（令和3年6月18日  
閣議決定）

官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）第8条第7項の規定に基づき、世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（令和2年7月17日閣議決定）の全部を別冊のとおり変更する。

# **デジタル社会の実現に向けた重点計画**

**令和3年（2021年）6月18日**

この計画は、デジタル社会形成基本法の施行（令和3年（2021年）9月1日）を見据え、同法第37条第1項に規定する「デジタル社会の形成に関する重点計画」に現時点において盛り込むべきと考えられる事項を示しつつ、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法第36条第1項に規定する重点計画及び官民データ活用推進基本法第8条第1項に規定する官民データ活用推進基本計画として策定するものであり、官民データ活用推進基本法第8条第8項において準用する同条第6項の規定に基づき、国会に報告するものである。

デジタル人材の CIO 補佐官等としての任用等が推進されるように支援の仕組みを構築する。また、地方公共団体職員との対話や研修、人事交流等を通じて地方公共団体のデジタル人材育成に寄与する。

#### (4) ID・認証

デジタル社会の形成には、高度情報通信ネットワークを利用して、電磁的記録に記録された多様かつ大量の情報を効率的かつ安全・安心に活用することが不可欠である。

デジタル社会では、高度情報通信ネットワークを通じて流通する情報の発信者の真正性や、情報そのものの真正性、完全性等を保証するための機能が提供されることが必要であるため、前述のマイナンバーカードの普及に加え、電子署名、電子委任状、商業登記電子証明書、法人共通認証基盤（Gビズ ID）の普及に関する取組を更に強力に推進するとともに、確実な本人認証を実現するための技術動向を注視していく。

また、「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン<sup>18</sup>」に基づき、行政手続の特性に応じた本人確認手法の適正化を図る。

##### ① 電子署名、電子委任状、商業登記電子証明書の普及

電子署名、電子委任状、商業登記電子証明書については、今後、活用の機会が増加し、多様化すると考えられることから、普及を更に強力に推進する。

商業登記電子証明書について、法人の本人確認をデジタル完結させる手段として一般的に利用されるよう広報活動を行う。令和3年度（2021年度）中に、利便性の向上策や無償化の可否を検討する。あわせて、クラウド化に向けた検討を行う。また、費用対効果も踏まえつつ、令和7年度（2025年度）までの可能な限り早期に新規システムの運用開始を目指す。

##### ② 法人共通認証基盤（Gビズ ID）の普及

法人及び事業を行う個人（個人事業主）が、様々な行政サービスにログインできる認証サービスを実現するため、法人の認証としてはGビズ ID<sup>19</sup>の普及と利用の拡大を図る。特に中小企業の手続負担軽減のための取組として、令和4年度（2022年度）中を目途に100万法人の取得を目指すとともに、令和7年度（2025年度）にはほぼ全ての法人が取得する環境を目指し、中小企業施策のデジタル化に貢献する。

また、事業を行う個人（個人事業主）の認証としては令和4年度（2022年度）よりマイナンバーカード及びその機能のスマートフォン搭載による認証を可能とし、令和5年度

<sup>18</sup> 2019年（平成31年）2月25日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定

<sup>19</sup> IDは法人の場合、法人番号と紐付いているほか、「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」に準拠して構築されており、二要素認証（パスワードとSMS）を採用している。

(2023 年度) 以降これに一本化することを目指すこととし、これら認証の仕組みに関して、デジタル庁による統括・監理を通じて政府情報システムにおける積極的な利用を推進する。

### ③ マイナンバーカードの機能（電子証明書）のスマートフォンへの搭載の実現

マイナンバーカードの機能（電子証明書）のスマートフォンへの搭載については、令和3年度（2021 年度）末までに技術検証・システム設計を行い、令和4年度（2022 年度）中の実現を目指す<sup>20</sup>。

公的個人認証だけでなく、券面入力補助機能など、マイナンバーカードの持つ他の機能についても、優れた UI・UX を目指し、スマートフォンへの搭載方法を検討する。

### ④ レベルに応じた認証の推進

マイナンバーカードは、IC チップの空き領域にアプリケーションを搭載することで、認証手段として活用することが可能であり、民間企業も認証レベルに応じて方法を選択し、活用すること等が可能であるため、次の取組を行う。

#### ア 民間事業者への周知・相談支援の強化

マイナンバーカードの普及等に伴い、利用のインセンティブが大きく高まる民間事業者への周知・相談支援を強化する。

#### イ 利用要件・利用手続等の改善

民間事業者の視点に立ち、利用要件・利用手続等の継続的な改善を実施する。

### ⑤ 民間 ID とマイナンバーカード電子証明書との紐づけの推奨

外部有識者から構成される検討会において、マイナンバーカードの公的個人認証サービスに紐付いた民間事業者の ID の利活用に関する課題と対応を整理する。

### ⑥ 生体認証等の暗証番号に依存しない認証の仕組みの検討

マイナンバーカードの署名用電子証明書については、専用アプリにより、顔認証技術を活用した暗証番号の初期化・再設定手続をコンビニエンスストアで行うことができるようにする。システム整備を進め、令和3年（2021 年）秋頃のサービス開始を目指す。

スマートフォンに搭載される電子証明書の利用に当たり、暗証番号によらずに生体認証を活用する方策の課題を整理し、実現に向けた検討を進める。

<sup>20</sup> スマートフォンに搭載される電子証明書は、現行のマイナンバーカードに搭載される電子証明書とは別の新たな電子証明書とする。